

基本仕様書

(物件別仕様書に特に定めのない事項については、以下のとおりとする。)

1 施設使用の条件

1 施設使用の許可

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項に規定する行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）により行う。

2 施設使用の許可手続き

設置事業者は、各施設所管課宛に、以下の書類を添付し、行政財産使用許可申請書（様式 6）を提出すること。

- ・設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面
- ・自動販売機の管理等に関する届出書（様式 7）

※自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合に、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

3 使用許可期間

使用許可日から令和 13 年 3 月 31 日まで。なお、使用許可期間中であっても、使用許可を取り消す場合がある。

4 使用許可に係る使用料の納付

使用許可に係る使用料は、新発田市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。なお、使用許可に係る使用料は、使用許可年度ごとに決定するため、年度によって変動することがある。

5 遵守事項

- (1) 使用許可の条件を遵守すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 設置事業者は次の項目について施設管理者と協議をし、施設管理者の指示に従うこと。
 - ① 使用済容器・ゴミの回収方法、搬出時間、駐車位置及び経路について
 - ② 自動販売機の設置及び商品補充方法等について
 - ③ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について
 - ④ 事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について
 - ⑤ メーターの検針及び光熱水費の支払い方法について
 - ⑥ その他協議が必要な事項について

6 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合には速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を新発田市に請求することはできない。

7 自動販売機設置の中止

自動販売機の設置を中止する場合は、4か月前までに市に書面で通知すること。自動販売機を撤去する場合は速やかに原状回復すること。なお、納入済みの使用料は還付しない。

8 使用許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合には使用許可を取り消すことがある。

- (1) 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 使用財産の管理が良好でないとき
- (3) 使用許可の条件に違反する行為があると認められるとき

なお、納入済の使用料は還付しない。

また、(2)又は(3)の場合、取り消しのあった日から2年間新発田市が実施する自動販売機の設置事業者の募集に応募することができないものとする。

2 自動販売機の規格等

- (1) 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。
 - (2) 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
 - (3) ホットアンドコールド機であること。（紙パックのものを除く）
 - (4) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。
 - (5) 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。
 - (6) 照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能搭載機とすること。）
 - (7) 耐震対策を行い、可能な限り建物軸体に負担のかからない方法で設置のこと。
 - (8) 安全対策
 - ① 「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、新発田市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
 - ② 「自販機堅牢化基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盜難等の事故が発生した場合、新発田市の責に帰することが明らかな場合を除き、新発田市はその責を負わない。
 - ③ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- (9) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- (10) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。

3 販売品目の条件等

1 販売品目

- (1) 酒類及びいわゆるノンアルコール飲料を除き、清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料、紙コップ飲料、アイスクリーム、紙パック（ストロー付）、菓子（密封のもの）等を販売対象品目とすること。
- (2) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。
- (3) 同一施設内において、2台以上の自動販売機が半径10メートル以内に設置されることとなった場合においては、それぞれの自動販売機の販売品目は重複しないこと。

2 販売価格

標準小売価格を基本とする。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者（暴力団員に該当しない者に限る。）に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していかなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係等に関する届出書」（様式7）に当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを添えて市に提出すること。ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。
- (3) 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルすること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

5 自動販売機加算金の納付

- (1) 自動販売機加算金は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に加算率を乗じた額とする。
- (2) 自動販売機加算金は、新発田市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 設置事業者は、各月ごとの1台あたりの売上本数、売上額が確認できる書面を施設所管課に報告すること。なお、各自動販売機の売上額は、以後の公募の際等に公表することがある。

6 その他必要経費等

- (1) 自動販売機（付帯電気設備を含む。）の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事

業者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、新発田市と協議のうえ、電気関係法令を順守して施行し、工事後は速やかに新発田市の確認を受けること。

- (2) 自動販売機の運転に必要な電気使用料については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により子メーターを設置すること。なお、電気使用料については、子メーターの指示値により計測した消費電力量に基づき計算した金額とし、新発田市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 水道を使用する自動販売機については、使用相当分の水道料金を負担すること。水道料金は販売本数に応じて料金を算出するため、軽量メーターの設置は不要とし、新発田市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。なお、水道料金が年額 100 円未満の場合は 100 円とする。

7 その他

募集要項、基本仕様書、物件別仕様書、使用許可書及び自動販売機設置管理協定書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度新発田市と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。